

答申（収納第797号）

1 審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）の行った全部開示決定は妥当でなく、平成\*\*年5月31日に●●支所において▲▲主査が異議申立人に見せた納付履歴を、非開示情報の有無に留意した上で開示すべきである。

2 本件諮問に至る経緯

（1）異議申立人は、平成24年6月15日、出雲市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第12条第1項の規定により、実施機関に対し、個人情報開示請求を行った。平成24年6月15日付個人情報開示請求書において、「開示請求に係る個人情報の内容」は「私と〇〇〇〇（〇〇）の共有の時の物件の固定資産税の納付履歴のうち〇〇が払った履歴H14～H24」と記載されている。

（2）平成24年6月20日、実施機関は異議申立人に対し、開示請求内容を確認する文書を送付した。確認事項は次のとおりである。

「2. 開示請求に係る個人情報の内容で『私と〇〇〇〇（〇〇）の共有時の物件の固定資産税の納付履歴のうち〇〇が払った履歴。平成14年から平成24年まで』とありますが、共有名義の固定資産税については、共有者全てに納税義務があるため、誰が納付したかを確認するすべはなく、よって、納付者を特定する公文書はありません。

上記のことから、開示請求に係る個人情報の内容について、『私と〇〇〇〇（〇〇）の共有時の物件の固定資産税の納付履歴』と解釈してよろしいか確認します。」

「3. 上記2について、具体的期間は「平成14年1月1日から」と解釈してよろしいか確認します。」

(3) 平成24年6月24日、異議申立人から実施機関に対し、文書にて回答があった。回答は次のとおりである。

「2. よろしい。5/31●●支所で▲▲主査が手渡した後、盗んだ例の資料（納付履歴）のことです。5/31本庁で■■課長からも提示があった資料（納付履歴）のことです。」

「3. よろしい。当然です。」

(4) 実施機関は、平成24年6月28日、条例第16条第1項の規定に基づき、異議申立人と〇〇〇〇(〇〇)の共有資産にかかる固定資産税の平成16年度から平成19年度までの「納付履歴」について、全部開示決定(以下「本件開示決定」という。)を行い、同月29日、異議申立人に対し、個人情報開示決定通知書を手渡すとともに、開示を行った。

(5) 異議申立人は、行政不服審査法に基づき、実施機関に対し、平成24年7月5日、本件開示決定に対する異議申立てを行った。

(6) 実施機関は、条例第32条第1項の規定に従い、平成24年7月30日、当審査会に諮問書を提出した。

### 3 異議申立人の主張

#### (1) 異議申立ての趣旨

請求と開示されたものがちがう。

#### (2) 異議申立ての理由

開示されたのち、収納課で説明を受けた時

私が見たH\*\*．5．31●●支所応接室で▲▲主査から受け取ったがその後、盗人同然に私から取り上げたそのデータ(そのデータの名称は何か私には解らないが…)

#### 4 実施機関の主張

異議申立人の開示請求に係る個人情報の内容は、平成\*\*年5月31日に●●支所において▲▲主査が異議申立人に見せた納付履歴であるが、開示時点（平成24年6月28日時点）の納付履歴の納付に関する内容と、異議申立人が請求する平成\*\*年5月31日に●●支所において▲▲主査が異議申立人に見せた納付履歴の納付に関する内容は、同一であり、実施機関としては、開示時点（平成24年6月28日時点）の納付履歴であっても請求内容を充足していると判断したため、開示時点（平成24年6月28日時点）の納付履歴を開示した。

#### 5 審査会の判断

- (1) 異議申立人の開示請求に係る個人情報の内容は、平成\*\*年5月31日に●●支所において▲▲主査が異議申立人に見せた納付履歴であることについては、異議申立人と実施機関の間で争いはない。
- (2) 平成\*\*年5月31日に●●支所において▲▲主査が異議申立人に見せた納付履歴は現在も実施機関が保有している。
- (3) 平成\*\*年5月31日に●●支所において▲▲主査が異議申立人に見せた納付履歴を実施機関は保有している以上、実施機関は、平成\*\*年5月31日に●●支所において▲▲主査が異議申立人に見せた納付履歴を非開示情報の有無に留意した上で開示すべきである。
- (4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

(収納第797号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成24年 7月30日	実施機関から出雲市個人情報保護審査会に諮問
平成24年 8月21日 (審査会第1回目)	審議
平成24年 9月12日 (審査会第2回目)	審議
平成24年10月10日 (審査会第3回目)	審議
平成24年11月15日 (審査会第4回目)	審議
平成24年11月26日	出雲市個人情報保護審査会から実施機関に答申

(出雲市個人情報保護審査会委員名)

今岡文子, 竹下一郎, 原 量範, 福田真也, 三島幸子